

岐阜県公報

第二千五百七十五号
平成二十六年八月二十六日

(火曜日)

目次

告示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
岐阜都市計画下水道事業の変更認可
(森林整備課) 五五三
(下水道課) 五五四

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
(環境生活政策課) 五五四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
(同) 五五四

介護保険指定居宅サービス事業所の指定
(高齢福祉課) 五五六

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止
(同) 五五六

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定
(同) 五五七

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止
(同) 五五七

介護保険指定介護老人福祉施設の指定
(同) 五五七

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定
(同) 五五七

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止
(同) 五五八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
(商業・金融課) 五五八

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
(都市政策課) 五五九

岐阜都市計画の図書の縦覧
(同) 五六〇

土地改良区役員の退任及び就任
(岐阜農林事務所) 五六〇

落札者に関する公示
(会計課) 五六一

告示

岐阜県告示第五百十八号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成二十六年十月一日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除

を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他
一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

昭和九年七月十七日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Corragioso Sport Club

三 代表者の氏名 田中 大介

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市桜木町四丁目四六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県及びその近隣に在住するあらゆる人々に、楽しく健康的にスポーツが出来る環境を提供することに努めるとともに、青少年・少女の健全育成に関するスポーツを中心とした様々な活動を通して、まちづくりや人材育成をはかりながら地域共同体の発展に寄与すること、次世代を担う競技者、指導者の育成を図り岐阜県全体のスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人起業家支援ネット
 三代 表 者 の 氏 名 岩田 潤三
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市今嶺四丁目二番八号
 五 定款に記載された目的 この法人は、創業や経営革新を志す起業家に対して、事業運営において総合的な支援に関する事業を行い、日本経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三十日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子ども劇場おやこ劇場岐阜県センター
 三代 表 者 の 氏 名 高島 直美
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼朝日町三丁目一六番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもを人格ある社会の一員と位置づけ、岐阜県内の子どもに対して鑑賞活動や多彩な自主活動を通じて社会体験や社会参画の機会の拡充を図るとともに、「子ども」と「文化・芸術」に関する諸団体に対して、連絡・交流・支援などの事業を行い、よって子どもとあとなの豊かな成長に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年八月五日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンジェルハウス
 三代 表 者 の 氏 名 荒井 梓子
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市松が丘七丁目一〇一番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、心身障害者とその家族が社会の一員として、幸せに生きて行くための自立に向けて行う事業を支援し、地域住民と障害者がともに暮らせるよう推進することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月二十三日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人可茂ライフサポートセンター
 三代 表 者 の 氏 名 小嶋 孝徳
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町比衣四七三番地の一
 五 定款に記載された目的 この法人は、個人の住宅や大衆が利用する施設などのバリアフリー化を行い、地域の生活環境（公園、河川、歩道等）の安全化を推進し、高齢者や障害者の自立した生活を促進するとともに、夢のある健康で豊かな生活環境を築くための支援を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社昭電工業	平和町デイサービス仙菜苑	岐阜県多治見市平和町七丁目七二一	通所介護	平成二六・七一
株式会社HSケアサービス	デイサービス宝	岐阜県多治見市宝町九丁目一三番地	通所介護	平成二六・七一
合同会社おひさま	デイサービス茶話本舗恵那	岐阜県恵那市大井町二六九三 七六一	通所介護	平成二六・七一
合同会社おひさま	リハスリーションおひさま	岐阜県恵那市大井町二六九三 七六一	通所介護	平成二六・七一
社会福祉法人和敬会倶楽部	デイサービスセンターふくろの杜 北館	岐阜県中津川市苗木四〇〇二番地	通所介護	平成二六・七八
株式会社ユタカメディカシステムズ	ゆかりの郷デイサービスセンター二葉	岐阜県大垣市二葉町六丁目一	通所介護	平成二六・七三
医療法人 純真会	グリーンテラス デイサービス	岐阜県可児市下恵土四〇六一	通所介護	平成二六・七三
医療法人社団	ヘルパーステ	岐阜県瑞穂市本田一〇一七	訪問介護	平成

成信会	イシオン福田	番地の一	訪問介護	平成二六・七一
株式会社ステイデー	ヘルパーステーションまつよし多治見	岐阜県多治見市若松町二丁目七 三ノザンライトハイツB二〇一号室	訪問介護	平成二六・七一
医療法人 純真会	みどり訪問介護	岐阜県可児市下恵土四〇六一	訪問介護	平成二六・七三
株式会社 心・空	訪問看護ここからケア	岐阜県可児市広見二丁目三〇番地シャトリエヒロミニ三〇B 一・C号室	訪問看護	平成二六・七一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社C・Lover	クローバー デイサービス	岐阜県瑞穂市穂積字中原一八〇四番地	通所介護	平成二六・七三
株式会社ナイスマン	アストレ訪問看護ステーション各務原	岐阜県各務原市鷺沼東町六七六一 一八イシンフォニー二〇二	訪問看護	平成二六・七三
社会福祉法人 伝心会	やすらぎ苑 デイサービスセンター	岐阜県羽島市中町石田六八七番地	訪問入浴介護	平成二六・七一

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六号第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期月日
有限会社ヒューマンリレーシヨン	ぎふ介護各務原居宅介護支援事業所	岐阜県各務原市那加桜町一丁目一〇五番地	居宅介護支援	平成二六・七一
株式会社MHSL	居宅介護支援事業所こくふ	岐阜県高山市国府町八日町四〇二	居宅介護支援	平成二六・七一
株式会社ケアサポートjji	本郷ふふ居宅介護支援事業所	岐阜県美濃加茂市本郷町四丁目九番一五号	居宅介護支援	平成二六・七一
合同会社おひさま	ケアプランおひさま	岐阜県恵那市大井町二六九三七六一	居宅介護支援	平成二六・七一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があつたので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会	揖斐川町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方一九三	居宅介護支援	平成二六・七一
株式会社MHSL	飛騨古川居宅介護支援事業所	岐阜県飛騨市古川町高野三三六番地一	居宅介護支援	平成二六・七一

介護保険指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十六条第一項の規定に基づき同法第四十八号第一項第一号の指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	指定期月日
社会福祉法人白寿会	いぶき苑別館	岐阜県不破郡垂井町府中一九四七一	介護老人福祉施設	平成二六・七一

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第一百五十五条の十一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
株式会社HS ケアサービス	デイサービス 宝	岐阜県多治見市宝町九丁目 一三番地	介護予防 通所介護	平成 二六・七一
シエア株式会 社	中津川だんだ んデイサービ ス	岐阜県中津川市新町六番一 四号	介護予防 通所介護	平成 二六・七一
合同会社おひ さま	リハースイショ ンおひさま	岐阜県恵那市大井町二六九 三七六一	介護予防 通所介護	平成 二六・七一
社会福祉法人 和敬会倶楽部	デイサービス センターふく ろうの杜 北 館	岐阜県中津川市苗木四〇〇 二番地	介護予防 通所介護	平成 二六・七六
株式会社ユタ カメディカシ ステムズ	ゆかりの郷デ イサービスセ ンター二葉	岐阜県大垣市二葉町六丁目 一一	介護予防 通所介護	平成 二六・七三
医療法人 純 真会	グリーンテラ ス デイサー ビス	岐阜県可児市下恵土四〇六 一	介護予防 通所介護	平成 二六・七三
医療法人社団 成信会	ヘルパーステ ーション福田	岐阜県瑞穂市本田一〇二七 番地の一	介護予防 訪問介護	平成 二六・七一
医療法人 純 真会	みどり訪問介 護	岐阜県可児市下恵土四〇六 一	介護予防 訪問介護	平成 二六・七三
株式会社 心 空	訪問看護ここ からケア	岐阜県可児市広見二丁目三 〇番地シャトリエヒロミニ 三〇 B 一・C号室	介護予防 訪問看護	平成 二六・七一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五第二項の規定に基づき指定
介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第百十五條の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社C・ Lover	クローバー デイサービス 穂積	岐阜県瑞穂市穂積字中原一 八〇四番地	介護予防 通所介護	平成 二六・七三
株式会社ナイ スマン	アストレ訪問 看護スイショ ン各務原	岐阜県各務原市鵜沼東町六 七六一八イシンフォニ 一二〇二	介護予防 訪問看護	平成 二六・七三
社会福祉法人 伝心会	やすらぎ苑デ イサービスセ ンター	岐阜県羽島市中町石田六 八七番地	介護予防 訪問入浴 介護	平成 二六・七一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商
業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月十一日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウ株式会社

三 建物の名称及び所在地

マーサ21 (MASA21)

岐阜市正木中一丁目二番一号

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 外七八者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 外七三者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社

三 建物の名称及び所在地

忠節フランド館

岐阜市島栄町一丁目四五番地五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 村田 隆一

(変更後) 代表取締役 白石 正

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

岐阜県多治見市生田町(生田町)

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県多治見市(生田町)の地籍図

岐阜県多治見市(生田町)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年八月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡坂祝町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部（黒岩字林前）

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十五年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡坂祝町（黒岩の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡坂祝町（黒岩の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年八月二十六日

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び北方町都市環境農政課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所

各務用水土地改良区 平成二六・七・二 理事 小林 ひろし 岐阜市北一色一〇丁目 三〇番六号

同 同 同 前田 實 各務原市那加西市場町二丁目一〇番地

同 同 同 龜山 多一郎 岐阜市芥見二丁目 一七六番地

同 同 同 岸野 治郎 岐阜市蔵前三丁目 二一番一號

同 同 同 小林 照夫 各務原市蘇原伊吹町三丁目二八番地

同 同 同 篠田 昌治 岐阜市芥見大退二丁目 四〇四番地

同 同 同 関谷 和己 各務原市那加前野町一丁目一四七番地

同 同 同 丹羽 雄太郎 岐阜市岩田西三丁目 五一九番地

同 同 同 林 八郎 各務原市蘇原大島町五丁目六四番地

同 同 同 平光 登 岐阜市水海道四丁目 一五番二二号

同 同 同 山田 義武 関市下白金 一七〇番地一

同 同 同 後藤 耕兵 関市上白金 六六九番地二

同 同 同 浅野 勉 各務原市那加手力町 二四番地

同 同 同 川出 軍一 岐阜市岩滝西二丁目 三七番地

同 同 同 柳原 忠明 岐阜市細畑塚浦 六三番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所

各務用水
土地改良
平成
三〇・七・三

理事	山田 義武	関市下白金	一七〇番地一
同	後藤 昭博	岐阜市芥見町屋二丁目	一一番地
同	古田 利明	岐阜市芥見野畑二丁目	五九番地
同	丹羽 雄太郎	岐阜市岩田西三丁目	五一九番地
同	清水 治幸	各務原市蘇原伊吹町二丁目	八番地
同	遠藤 和彦	各務原市蘇原大島町二丁目	二四番地
同	松岡 彌嘉	各務原市那加前野町二丁目	一一五番地
同	島田 泰康	各務原市那加土山町二丁目	一一〇番地
同	小林 ひろし	岐阜市北一色一〇丁目	三〇番六号
同	平光 千年	岐阜市水海道三丁目	四番三号
同	岸野 治郎	岐阜市蔵前三丁目	二一番一一号
監事	後藤 耕兵	関市上白金	六六九番地二
同	加藤 和昭	岐阜市岩滝西二丁目	一八六番地
同	淺野 金夫	各務原市那加長塚町三丁目	一一番地
同	森 博幸	岐阜市切通三丁目	二一番二一號

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 運転者管理システム変更業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成26年6月16日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市金町六丁目6番

日本電気株式会社岐阜支店
支店長 榎谷 美則

6 契約金額 28,134,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
- (2) 所在地 岐阜市数田樺二丁目1番1号

平成二十六年八月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社